

林道橋点検業務 特記仕様書

第 1 章 総則

第 1 条（適用）

本特記仕様書は、四万十市（以下「発注者」という。）が実施する林道橋定期点検業務（西土佐地域）（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

2 業務の実施に当たっては、本特記仕様書によるもののほか、「林道規程」、「林道技術基準」、「林道施設長寿命化対策マニュアル」、「林道橋定期点検マニュアル（簡易版）」及びこれらに関連する図書等によるものとする。

第 2 条（履行場所）

本業務の履行場所は、四万十市西土佐地域の林道橋とし、全 6 路線・9 橋であり詳細は、設計書のとおりとする。

第 3 条（履行期間）

履行期間は、契約締結日から 100 日間とする。

第 4 条（設計図書の支給及び点検）

受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義がある場合には、調査職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。

2 調査職員は、必要と認めた場合には、受注者に対し、図面又は詳細図面等は無償で貸与又は追加支給するものとする。ただし、各種基準、参考図書等市販等されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

第 5 条（受注者の義務）

受注者は、契約の履行に当たって本業務の意図及び目的を十分に理解し、高度な技術を発揮するよう努めなければならない。

第 6 条（管理技術者）

管理技術者は、契約図書等に基づき、本業務の技術上の管理及び統括等を行わなければならない。

2 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（建設一鋼構造及びコンクリート）または建設部門（鋼構造及びコンクリート）、R C C M（鋼構造及びコンクリート部門）のいずれ

れかの資格を有する者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

3 管理技術者は、調査職員が指示する関連のある本業務の受注者と十分に協議のうえ、相互に協力し、業務を実施しなければならない。

4 受注者又は管理技術者は、屋外における本業務に際して使用人等に適宜安全対策、環境対策、衛生管理、受注者の行うべき地元関係者に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、本業務が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。

第 7 条（橋梁点検者）

定期点検を実施する者は、以下の能力と実務経験を有する者が行うこととする。

(1) 橋梁関係の技術的経験又は森林土木（林道）に係る調査・設計等の経験を有する者。

(2) 25m 以上の林道橋においては、以下のいずれかの橋梁に対する一定の専門性を有する者
とすること。（林道施設長寿命化対策マニュアル参照）

- ・ 橋梁に関する相応の資格又は実務経験を有する者
- ・ 橋梁の設計、施工管理に関する専門知識を有する者
- ・ 橋梁の点検に関する技術と実務経験を有する者

第 8 条（打合せ協議）

本業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者等と調査職員は密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を解明するものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ簿に記録し、相互に確認しなければならない。

2 管理技術者等と調査職員は、本業務を適正かつ円滑に実施するため着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて打合せを行うものとし、その結果について受注者が書面（打合せ簿）に記録し相互に確認しなければならない。

3 管理技術者等は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、速やかに調査職員と協議しなければならない。

第 9 条（貸与品等の貸与及び返還）

調査職員は、設計図書で貸与と定めた点検機械器具、図書及びその他関係資料（以下「貸与品等」という）を、受注者に貸与するものとする。

【貸与品の一例】

- (1) 林道台帳
- (2) 橋梁調書

(3) 前期の定期点検調査帳票及び個別施設計画書（電子媒体を含む）【初回の定期点検時は除く】

2 受注者は、貸与品等の必要がなくなった場合には、ただちに調査職員に返還しなければならない。

3 受注者は、貸与品等を丁寧に扱い紛失又は損傷してはならない。万一、紛失又は損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復しなければならない。

4 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については、複写してはならない。

第 10 条 （定期点検の実施）

定期点検の実施に当たっては、「林道施設長寿命化対策マニュアル」（平成 28 年 3 月 林野庁整備課）（以下、「対策マニュアル」という。）を参考に本仕様書により実施する。

なお、現場着手前に点検範囲や方法について、調査職員と十分協議すること。

2 定期点検の実施に当たっては、現地踏査を行い、実施計画書を作成する。

3 定期点検は、点検車もしくは梯子等の簡易な機材を使用しての近接目視によることを基本とする。また、触診・打音等の非破壊検査を併用すること。

4 定期点検の実施に当たっては、足場等を十分確認うえ、転落事故等に十分に配慮しなければならない。

第 11 条 （現場管理）

受注者は、関係法規を遵守し、常に適切な現場管理を行わなければならない。

2 受注者は、作業の安全を図るとともに第三者に迷惑を及ぼさないよう努めなければならない。

第 12 条 （土地への立入り等）

受注者は、屋外で行う本業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合には、調査職員及び関係者と十分な協調を保ち本業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに調査職員に報告し指示を受けなければならない。

2 受注者は、本業務実施のため立木等の伐採、垣、柵等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する場合には、あらかじめ調査職員に報告するものとし、報告を受けた調査職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立入り

について、当該土地所有者又は占有者の許可は発注者が得るものとするが、調査職員の指示がある場合は、受注者は、これに協力しなければならない。

3 受注者は、前項の場合において損失のため生じた必要経費の負担について、設計図書に示すほか調査職員と協議により定めるものとする。

4 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、必要に応じて身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、土地への立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立入り作業完了後 10 日以内に身分証明書を発注者に返戻しなければならない。

第 13 条 （関係官公庁への手続き等）

受注者は、本業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、本業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合には、やかに行わなければならない。

2 受注者は、関係官公庁等から交渉を求められた場合には、遅滞なくその旨を調査職員に報告し協議しなければならない。

第 14 条 （地元関係者との交渉等）

地元関係者への説明、交渉等は、発注者が行うものとするが、受注者は、調査職員の指示がある場合には、これに協力しなければならない。これらの交渉に当たり受注者は、地元関係者に誠意をもって接しなければならない。

2 受注者は、屋外で行う本業務の実施に当たって、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合には、調査職員の承諾を得て行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。

3 受注者は、設計図書の定め、あるいは調査職員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等については、交渉等の内容を書面で随時、調査職員に報告し、指示があればそれに従わなければならない。

4 受注者は、本業務の実施中に発注者が地元協議等を行う場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会いするとともに、説明資料及び記録を作成しなければならない。

5 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要が生じた場合には、調査職員の指示に基づいて変更しなければならない。なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

第 15 条 （守秘義務）

受注者は、本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者にもらしてはならない。

第 16 条 （安全等の確保）

受注者は、使用人等の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。

2 受注者は、屋外で行う本業務に際しては、本業務関係者だけにとどまらず、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保にも努めなければならない。

3 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には地方自治体、所轄警察署、林道管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係機関と緊密な連絡を取り、本業務実施中の安全を確保しなければならない。

4 受注者は、屋外で行う本業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

5 受注者は、屋外で行う本業務の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。

6 受注者は、屋外で行う本業務の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

（1）伐採した立木等を処分する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。

（2）使用人等の喫煙、たき火等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。

（3）ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

7 受注者は、発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。

8 受注者は、屋外で行う本業務の実施に当たり、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対しては、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立するとともに、災害発生時においては、安全の確保に努めなければならない。

9 受注者は、屋外で行う本業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに調査職員に報告するとともに、調査職員が指示する様式による事故報告書を速やかに提出し、調査職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

第 2 章 業務内容

第1節 業務の目的

第17条（業務目的）

本業務は、四万十市西土佐地域における林道橋の損傷及び変状を早期に発見し、林道橋に関わる効率的な維持管理に必要な基礎資料を得るため、定期点検を行うものである。

第2節 定期点検の区分

第18条（定期点検の区分）

林道橋の定期点検は、点検の予防保全型ならびに一般管理型の区分をせずに行うものとする。

第3節 計画準備

第19条（計画準備）

計画準備は、業務計画書作成、現地踏査、実施計画書作成、部材番号図の作成、関係機関との協議資料作成等を行う。

第20条（業務計画書の作成）

受注者は業務計画書を作成し、調査職員に提出する。業務計画書には次の事項を記載する。

- (1) 調査等業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 調査等業務工程
- (4) 調査等業務組織計画
- (5) 打合せ計画
- (6) 成果品の内容、部数
- (7) 使用する主な基準及び図書
- (8) 使用機械の種類、名称及び性能
- (9) 連絡体制（緊急時を含む）
- (10) その他調査職員が必要と認めたもの

第 21 条 （現地踏査）

現地点検に先立って現地踏査を行い、林道橋の変状（劣化・損傷等）程度を把握する他林道橋の立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況を調査して記録（写真撮影含む）し、実施計画書作成に必要な情報を得るものとする。

第 22 条 （実施計画書の作成）

受注者は、現地踏査による調査記録を含め作業上必要な資料収集をした上、実施計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。また、実施計画書には次の事項を記載するものとする。

- (1) 業務内容
- (2) 対象林道橋位置図
- (3) 現地踏査の調査記録
- (4) 業務実施方針〔定期点検方法〕
- (5) 実施体制
- (6) 実施工程表
- (7) 仮設備計画
- (8) 使用建設機械
- (9) 安全管理計画（交通規制を含む）
- (10) 環境対策
- (11) 連絡体制（緊急時含む）
- (12) その他調査職員が必要と認めたもの

第 23 条 （部材番号図の作成）

部材番号図は、記録の下地となる部材番号を設定し、主桁、横桁、床版、下部構造、支承部について、径間毎に作成する。（橋梁によっては、遠望目視あり、甲乙協議あり）

第 24 条 （関係機関協議書の作成）

定期点検を実施するため、関係機関（河川管理者等）との協議に必要な資料の収集及び協議書の作成を行う。

第 4 節 現地点検

第 25 条（現地点検）

現地点検は、近接目視により行うものとする。また、必要に応じて触診や打音等の非破壊検査等を併用して行う。なお、対象林道橋毎に必要な情報が得られるよう、点検する部位、部材に応じて、次の項目の点検を実施しなければならない。

2 点検項目は鋼部材の腐食、亀裂、破断、その他、コンクリート部材のひびわれ、床版ひびわれ、その他、支承の機能障害を標準とする。点検項目以外の部材や損傷であっても、損傷が大規模な場合は点検を行うものとする。

第 26 条（現況写真の撮影）

現況写真は、対象林道橋の全景写真を径間毎に撮影し記録する。

第 27 条（損傷調査）

損傷調査は、対象林道橋の損傷状況を調査し、健全性の評価に必要な情報を把握する。

第 28 条（野帳記入）

野帳記入は、対象林道橋の損傷状況を調査し、健全性の評価に必要な情報を記録する。

第 29 条（損傷写真の撮影）

損傷写真は、損傷調査で把握された代表的な損傷の写真を標準の点検項目、部材毎（主桁、横桁、床版、支承、その他）に撮影し記録する。また、点検項目以外の部材や損傷であっても、損傷が大規模な場合は撮影する。

第 5 節 定期点検調査帳票の作成

第 30 条（定期点検調査帳票の作成）

定期点検調査帳票は、対策マニュアル（付録-4 点検結果記載要領）を参照して作成する。

第 31 条（損傷写真の整理）

損傷写真の整理は、把握された代表的な損傷の写真などを径間毎に整理する。

第 32 条 （健全性の評価）

健全性の評価は、部材単位ならびに橋単位で行うものとする。部材単位の評価は、対策マニュアル表 2-10 の健全性の判断区分を、橋単位の評価は、対策マニュアル（10-1 部材単位の健全性の診断）を参照し、行うものとする。

第 33 条 （定期点検調査帳票の記入）

定期点検調査帳票の記入は、点検により確認した損傷状況を記入することとし、主桁、横桁、床版、下部構造、支承部について、健全度の評価結果などを記入する。

2 定期点検調査帳票は、林道橋定期点検（簡易型）点検調査帳票に橋梁諸元と総合検査結果、現地状況写真、部材番号図、損傷写真台帳、点検帳票を記入する。

第 6 節 報告書・個別施設計画の作成

第 34 条 （報告書の作成）

本業務の成果として、作成した資料の取りまとめを行う。

第 35 条 （成果品の提出）

本業務の成果品は、次のものを提出するものとする。

- （1）報告書（電子媒体を含む）
- （2）上記のほか、調査職員の指示したもの（電子媒体を含む）

第 36 条 （個人情報の保護について）

受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。
個人情報等の取り扱いの有無については、着手前に受発注者間で協議すること。
なお、個人情報等取扱特記事項に基づく各種報告書等については、業務計画書に添付すること。別記 個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第 1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものと認められるもの。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第 2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行なわなければならない。

(適正管理)

第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 受注者は発注者の指示又は承諾がある時を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は発注者の承諾がある時を除き、この契約による業務を行うため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 受注者は、発注者が承諾した時を除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行い、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8 受注者は、この契約による業務を行うため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10 発注者は、受注者がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

第37条 (その他)

この仕様書に関し疑義のある時又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と協議のうえ、決定する。